

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法(商法)			

	1. X社が保有している株式は、元々保有していた株式 4000 株に、令和 2 年 3 月 20 日に B 社の売却において取得した株式 1000 株の合計 5000 株を保有している。Y 社の定款 16 条は、譲渡制限の要がある。Y 社の株主に譲渡が認められるのは、承認したものとみなす(同条 2 項)。
5	そこで、本件新株発行に際して X 社の議決権は本来 5000 個であるにもかかわらず、Y 社側から 4000 個でありと回答した。1000 個の部分は、欠席として扱われている。したがって Y 社側の対応は、 ^(定款 16 条) 違反である。そこで X 社としては、本件新株発行が強行に違反し、これを差止事由に請求(210 条 1 号)と主張する。
10	2. これに対して、Y 社としては、1000 株については、 発行人及び譲受人が 共同署名捺印を要し(定款 8 条)、この 2 の捺印は会社に届け出た印鑑を捺印しなければならない(定款 10 条 2 項)。(しかし、X 社は、 本件中清算人 は、発行印が捺印されており、Y 社に届け出た印鑑と異なるものを用いたため、本件申請を基に名称変更をすることが出来たから、 清算人 ^{本件、X 社側からしては発行人(8 条 2 項)から上記の捺印は必要ない} と主張する。
15	3. これに対して、X 社としては、 定款 16 条 2 度の定時株主総会において、議決権の委任状には、発行印が捺印されているため、この時において変更印を捺印し、捺印を届け出る必要はない(定款 10 条 1 項、10 条 2 項)。ただし、この時、届出印と委任状の印影の相違を解く問題と対応がなされた。そのため、新たな発行印影の差支の認定制があった。 本件 といえ、Y 社が上記反論は認められないと主張する。
20	4. そこで、印影の相違について特許問題と対応がなされない場合でも以後も、別の印を捺印した申請書に捺印が、 署名 署名の作成が認められなかった問題となる。 争点はここではない
25	11. 定款 10 条 1 項が株主に住所・氏名・ 再び 取締役の印鑑を

ページ

裏面へ

届け出を求めた趣旨は、Y会が社会公同な会社でない
会社であるから、会社にとり好ましくない者の介入を
防ぐ趣旨である。

14

5 知た時、変な音が生じた場合、住所、氏名・印鑑の交換を求
む場合には、手 届けを出したいと書面交付力が生じないが
原則でいい。おとし、変な音の追認した場合は上記趣旨に反
しないため、効力を生じるといえる。しかし、追認に、おとし、変な音
の生じるといふ事は、その時に 認めた事は、書面に 記すと解釈
される。書面の性質上、おとし、変な音の追認したことが否かには、判断が

10 2). 本を本件に付して、Y社は定時株主総会において、委任状に印影の相違を特に問題とし、~~左の、印影~~知力が生じようとは、~~あくまで委任状として知力を有する~~のみであり、~~本以後発行印影に於て使用し、~~いふことではない。とあるが、~~本件申請書に於て印影の際、~~追認した~~事~~ではないから、~~本件申請書の知力は生じない、本件申請書~~について。

委任状は、~~株主~~^{株主}の代理として議決権行使を可能とする
ということを表示するが、~~議決権行使が主~~別の株主が議
決に参加するということが少ない。また、仮に別の株主が、~~金銭~~
委任状により、議決権行使を可能とすることがあっても、~~其の株主~~
~~その株主が~~との重複が生じた場合において、~~特許~~
を精査すれば足りるから、印影が有効か否かによって会社として好ま
しくない者が介入してくるおそれがある。また、~~金~~会社は通
常、~~印影~~能力が生じるという。また、~~印影~~事件申請書は株式譲渡の中
請書であり、これも、前記のような印影の使用と同様に通認の効
力が生じてしまうと、別人格の者が株主となすおそれがあること
がである。上記報告に反論。

6

(3) 従って、本件申請書については、委任状について~~捺印~~印影の確認が求められしことも、~~同様である~~届出を受理している。同様の郵着を拒否しているのは

30 4. 又2. X 既が主張の F 上差止事由が根拠ないため。以上

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

彭甘

1. Xの主張をまず簡潔に説明しており、良い書き始めです。
2. 確かにxはこのような再反論をすることになりますが、xの主張とそれに対するyの反論が明らかになった時点で争点が確定されるわけですから、その点を捉えて問題提起をするべきでした。
3. 上述したようにxとyの主張の食い違う点を争点と捉えて問題提起をすれば、このように争点を捉え間違いする事はないはずです。
4. これは株式の譲渡制限自体の趣旨であって住所氏名等を届けることの趣旨ではないでしょう。
5. 逆説が連続しており、論理関係が分かりにくくなっています。
6. 自分なりに考えようとする姿勢が表れており、評価できます。
7. 結論が唐突に現れています。順を追って説明する必要があるでしょう。

総評 C

法的三段論法を意識した記述の順序になっており、全体としては好印象です。今回は争点を捉え間違ってしまったために、その後の記述が書きづらくなり、結果的には論理的なつながりの見えにくい文章になってしまいました。ただ、論述の仕方については理解されているように思いますし、パターンを暗記するのではなく自分の頭で考えようとする姿勢も見られますので、この調子で学習を続けていってください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

1. X社は、本件新株発行に ~~定款~~¹ 違反があることを理由に、差止めの仮処分を求める申立てを行った。以下では、Xの申立てが認められるかについて検討する。

2. Xの主張として、本件新株発行を行うには株主総会の開催が必要であること(会社法199条2項)、本件新株発行を決定した令和2年6月25日の株主総会の決議の方法は定款に違反する点、本件株主総会に取消されるべきである(会社法83条1項1号) ^{決議}。として、本件決議が取消される結果、本件新株発行を決定した決議が

存在しないこと ²決議が存在しないこともわかるが、本件新株発行を行ったことが会社法199条2項に反すると主張する点も考えられる。

3. 本件株主総会の決議の方法に ~~定款~~ 違反がある点。

(1) Y株式会社会則 第22条は、基礎日に株主名簿に記載されている株主は定時株主総会において権利を行使するに必要とする旨を定めている。それにも関わらず、Y社にX社がBから譲り受けた株式についての名簿番換えを行なった。当該株式についてXは ~~定款~~ 権利行使を主張している。Y社の定款違反に起因する問題として。

(2) 株主は、その所有する株式を譲渡することができる(会社法127条)。本件において、Y社の株式は譲渡制限株式である点(Y社の定款 17条 1項)、Y社の株主に対して譲渡する場合、Y社の承認がある必要がある(同条2項)。 ¹ ~~Y社に承認がある~~ Y社はY社の株主である点、BからX社への株式の譲渡はY社に知られて

株主名簿の名義書換請求

相対である。よって、株式の譲渡を会社に對抗するには、株主名簿の書換えが必要である（会社法 130条1項）。

(3) 株主名簿書換請求は株式譲渡人と譲渡人が共同で申請しなければならない（会社法 133条2項）である。

5 X社にB社が、Bの申請書は、令和2年3月30日にY社に到達した。

(4) 株主名簿書換請求がされた場合、会社はその請求にない、株主名簿を書き換えなければならない。しかし、本件において、Y社はX社の申請を拒んだ。Y社の名義書換拒否の拒否は不当であるといえる。

3

(5) Y社の定款 10条2項によれば、名義書換請求の際に10条1項によりY社に提出した印鑑を押印しなければならない。X社は申請の際、Y社に提出しているため異なる印鑑を押印したため、Y社の名簿書換拒否

15 は正当であるといえる。そうである。しかし、X社はこれを

X社はこれを何回Y社に付印した異なる印鑑を押印している書類を提出して、Y社は特に異議を述べなかった。よって、X社は現行印の押印した書類を提出しても問題ないと信じている。Y社の

20 名簿書換の拒否は不当であるといえる。

(6) 会社法が不当に株主名簿を書換えるを拒否した場合、当該株主は株主名簿に記載された株主として扱われる。

本件において、XとBの名簿書換申請書がY社に到着したのは令和2年3月30日である。Y社の定款 22条によれば、基準日は毎年3月末日と定めている。本件株主総会の基準日は令和2年3月31日である。Y社が名簿書換を行えば、X社の同日における株式数は5000株であるはずである。

30

2

ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

よて、Y社はX社を5000個の議決権を有する株式として扱うべきであり、4000個の議決権しか有しない株式として扱うべきではない。Y社の定款22条に反する。

5 4. 裁量棄却の余地がある。

(1) 株主総会の決議の取消が提起された場合、定款違反がある場合であっても、違反が重大ではなく、かつ、決議に影響を及ぼすものではない場合、裁判所は請求を棄却するべきである(会社法831条2項)

(2) 本件定款違反は重大ではないと、する。

Y社の発行済株式は2万株であり、X社が権利行使をしたのは1万株であり、X社が1000株しか持たないから、本件定款違反は重大であるといえない。また、仮にX社がすべての株式について議決権を行使するべきであるとしても、賛成10000個、反対5500個であり、決議に影響がない。よって、裁判所はX社の決議取消の訴えを棄却するべきである。

20 よて、決議が無効に存する結果、X社の株主としての主張する差止事由が存在しないことになる。

以上

3 ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

1. 問題文に「手続の違法」と書かれていますので、定款違反ではなく法令違反であることが前提となっています。
2. 決議の「不存在」と決議の「取消し」は明確に区別されています。
3. この部分の記述を「3(1)」の問題提起として記載すべきでした。問題提起部分は、事実を分析した上で当事者間において争いになっている点を記載するわけですが、本文ではまさに「名義書換をYが拒んだことが不当か」が争点です。
4. 正当かどうかが問題であるため、「正当と言えそうである。」という書き方は違和感があります。
5. ここがそのように言えるかがまさに論点です。委任状の時に印鑑違いを言わなかったことが、名義書換の時に印鑑違いを言えなくなるとまでする理由が問われています。
6. 単なる計算間違いでしょうか。もし、特別決議の意味を誤解しているようであれば条文を再読してください。

総評 D

問題文をよく読むことがまずは重要です。今回はXの主張を取り違えてしまったので、根本から論点を間違えてしまいました。また、問題提起→規範定立→事実の摘示・評価→結論という流れは必ず守ってください。文書の流れが複層的になっており、全体として読みにくい印象を受けました。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

1. Xは会社法(以下省略)210条1号より、自らがYの既存株主として新株が発行されると自らの所持する株の全体に対する割合が減ることから「不利益を受けるおそれがある」株主の立場から、本件新株発行が法令に反するとして、民事保全法23条2項に基づき、差止めの仮処分を求めている。以下では、本件新株発行にどのような法令違反があるかを検討する。
2. 121条は株式会社が株主名簿の作成をしなければならぬことを定めている。130条より、株式の譲渡があっても譲受人の名が名簿に記載していなければ会社に対抗できず、会社が認めない限り株主としての権利行使はできない。本件でXは譲渡を受けた1000株につき名簿書換えが認められなかったため、1000株については株主の権利行使ができなかった。この点にYの法令違反はあるか。
- ア. 133条1項より、株式の譲受人はその取得に際し会社に対して株主名簿の書換えを請求できる。なお、定款7条2項より、BからXへの譲渡について制限はあっても136条の承認があるとして、134条1号に該当するから、Xは133条1項の請求ができる。
- イ. 会社は株主名簿書換請求を不当に拒絶してはならない。それが故意であろうが過失であろうが、信義則に反し、また、株主の頻ぱんな流動に対応するという株主名簿の趣旨にも反するからである。
- ウ. 本件でYはXの名簿書換請求を、印影が古いものであったことを理由に拒絶した。これは不当な拒絶に該当するか。

1 ページ

裏面へ

(i) 定款10条1項、同2項より、印影を変更した株主はY社に届け出ねばならず、そして書面の提出にはその届け出た印影を用いなくてはならない。

(ii) Xは新しい印影に変更したのを届け出ておらず、またY社に提出した名簿書換の書類にはその新しい印影(現行印影)を用いていた。

(iii) しかし、Y社は平成30年及び令和元年の株主総会におけるXの印影が全て現行印影であるのに何ら問題とせず議決権の行使を認めていた。

このことから、YはXの印影変更について知り、おりなおかつ現行印影がXの今の正式な印影であると認めていたといえる。すなわち、Yの行為で実質的にXからの届出があったのと同じ状況が作り出されている。

(iv) 以上より、Yが、Xの名簿書換請求を印影が届出印と異なる現行印影であることを理由に拒絶するのは、(iii)の事実を相にあげており、不当であると認定できる。

エ. よって、YのXに対する名簿書換請求拒絶は信義則に反する不当なもので、Xが1000株分につき議決権を行使できなかったのは308株に照らし違法であったと考えられる。

3. 2の通りYに法令違反があったとしても、必ず差止事由があるわけではない。差止めの仮処分は、本事件決議の取消しの訴えが認められないであろうと考えられる状況では、これも認められない。

ア. Xは831条1項1号に基づき本件決議の取消しを請求している。争われる「決議の方法の法令違反」は2のYの308株違反であつたと考えられる。

イ. しかし、決議方法に法令違反があったとて、

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

評価(ABCD)

--

それでも瑕疵がなかったと場合と決議の結果が
変わらないのであれば、訴えの利益を欠き、取消は
認められない。逆に変わるのであれば、そうではない。

ら、~~本件~~ 本件において 199条2項・309条2項5号より、
5 非公開会社たるYは新株発行に際し株主総会特別
決議にて出席できる株主の議決権の過半数を有する
株主が出席し、3分の2以上の賛成が必要であった。
本件決議は、2万株中14500株(過半数)の議決
権行使において賛成が10000個(約69%, 3分の2
10 を超える)であった。しかし、ここで欠席と扱われた、
Xの議決権1000個が反対に加れると、15500個中
~~賛成~~ 賛成10000個となり、3分の2を下回る。つまり、
瑕疵がなかったと場合と決議の結果が変わる。

15 工. よって、本件決議には決議方法の法令違反
という瑕疵があり、この瑕疵がなければ認められ
なかった本件新株発行について、差止事由があると
認められる。 7

杉井

3 ページ

裏面へ

- 1 会社が認めるかどうかの問題ではなく、名簿が書き換えられているかどうかの問題ですので、用語は正確に使用しましょう。
- 2 この部分はどういう意味があるのでしょうか。特に判例の文言というわけでもなく、唐突感があります。
- 3 自分で趣旨を考えるという姿勢は良いですが、基礎的な制度趣旨は正確に理解すべきです。
- 4 問題の所在を正確に理解していることが示されており、好印象です。問題提起がバシッと決まっている答えは、その後の規範定立・あてはめも上手く書けていることが多いです。
- 5 もう少し法律的な言い回しにしたいところです。
- 6 基本的な法律概念を誤解しているため、大きく減点されてしまいます。
- 7 1000株の議決権行使ができないというだけで決議方法の法令違反が認められるため、「3」以降の記述は全て誤りになってしまいます。

総評 B

名義書換の不当拒絶の成否という論点をきちんと捉えられており、流れも良く書かれていました。後半に記載されている、決議の結果への影響の話は、裁量棄却の可否の問題として書かれていればほぼ完璧でしたので、もったいないところです。

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

